

## 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業のご案内

### 1. 事業の目的及び内容

杉並区内の24時間対応等のサービスの提供を行なっている介護保険サービス事業所に勤務する介護従事職員の処遇改善を図ることを目的に、対象となる事業者に以下の費用を助成します。

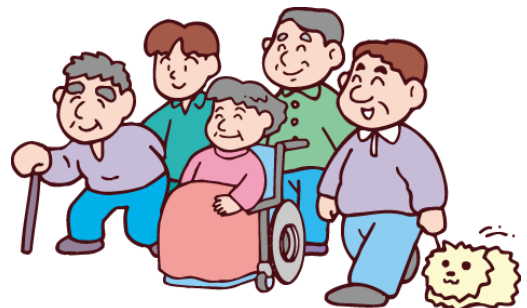
- 非常勤介護職員の健康診断の費用を助成します。
- 事業所における職員のメンタルヘルス向上の支援として、精神科医師、臨床心理士、産業カウンセラーによる精神保健相談（面接相談、カウンセリング等）の費用を助成します。

### 2. 対象となる事業所

以下の(1)、(2)のすべてを満たす事業者(法人)が対象となります。

#### (1) 次のサービスのいずれかを実施している事業所を運営していること

- ① 訪問介護
- ② 訪問看護
- ③ 短期入所生活介護
- ④ 短期入所療養介護
- ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑥ 夜間対応型訪問介護
- ⑦ 看護・小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 認知症対応型共同生活介護



#### (2) 上の(1)の事業所が次の条件に該当すること

- ① 原則として令和5年4月1日現在、当該事業所の介護従事職員が常勤換算で15人以下であること。ただし、24時間対応事業所にあつては、当該事業所の介護従事職員のうち非常勤職員が15人以下の場合は可とします。
  - ② 24時間対応、深夜対応又は夜間早朝対応の在宅サービスを提供するものであること。ただし、夜間早朝対応については、前年度中に加算取得実績があること。
  - ③ 当該事業所を含む事業者(法人)の従事職員の合計が300人以下であること。
  - ④ 交付の申請から助成金の請求まで、現に事業者として開所していること。
- ※申し込みが多い場合は、24時間対応を実施している事業所を優先します。次に深夜対応の実施、夜間早朝対応の実施をしている順とします。

### 3. 健康診断の検査項目

助成の対象となる健康診断とは、労働安全衛生規則第44条第1項各号(下記)に定める定期健康診断です。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査

- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

※上記項目のうち一部の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

#### 4. 助成金額

**1事業所75,000円まで**(交付金の支払まで、ご請求後1~2カ月かかります。)

助成限度額の範囲内で、以下の金額を**事業者(法人)**に助成します。

※領収書の宛名が非常勤職員個人の場合は、別に該当者の受け取りが確認できるものが必要になります。

(1) 非常勤職員の定期健康診断費用(上記3の健診と同時に行ったその他の検査項目も含む)  
1人1回を限度とし、**7,500円を上限**に助成します。

(2) 精神保健相談に要する費用  
**全額の2分1**を助成します。

※精神保健相談費用の助成を受けるためには、非常勤介護職員の健康診断を実施していることが必要です。

#### 5. 申込締切日 令和5年9月29日(金)

#### 6. 助成金の申請から交付までの流れ

**(1)区へ申請** (令和5年9月29日(金)まで)

受診予定者本人に同意を得た後、下記の書類を区へ提出してください。(郵送も可)

< 提出書類 >

- ①助成申請書
- ②(別紙)理由書、助成を受けようとする事業の計画書(事業所概況説明書含む)
- ③定款及び役員名簿(原本証明した写し)
- ④収支予算書(原本証明した写し)
- ⑤国又は他の地方公共団体から助成を受ける又はその予定がある場合、その助成の程度を記載した書類(原本及び写し)
- ⑥財産目録(原本証明した写し)
- ⑦貸借対照表及び収支計算書(原本証明した写し)
- ⑧個人情報使用同意書(承諾者の印はゴム製スタンプ印は不可です)
- ⑨法人規模(従業員人数)のわかるもの

※提出書類のどの部分で法人全体の従業員数がわかるかご確認の上、提出してください。

例)・法人税関係書類(法人事業概況説明書等)

・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書・納付書

※①②⑧については、杉並区HPより書類をダウンロードしてご使用ください。

※追加で資料の提出をお願いする場合があります。

**(2) 交付決定** 対象事業者には交付決定通知書、非対象事業者には不交付決定通知書を送付します。



**(3) 健康診断等受診** 必ず令和6年1月31日(水)までに受診してください



**(4) 区へ実績報告** (令和6年2月1日(木)締切)

受診が終り次第、又は既に受診が終了している場合は速やかに、下記の書類を区へ提出してください。(郵送も可)

< 提出書類 >

- ①介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等実施報告書(第4号様式)
- ②受診費用領収書の写し(対象者全員分)
- ③受診状況一覧
- ④雇用契約書の写し(対象者全員分)

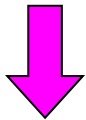
※追加で資料の提出をお願いする場合があります。

※②については、領収書の宛名が非常勤職員個人の場合は、別に該当者の受け取りが確認できるものが必要になります。



**(5) 確定通知** (実績報告から1カ月程度)

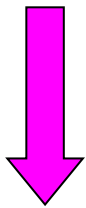
助成金額を明記した確定通知書を送付します。



**(6) 区へ交付請求** (確定通知受け取り後は、速やかに提出してください。)

< 提出書類 >

- ①介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付請求書(第6号様式)
- ②口座振替依頼書



**(7) 助成金の交付**

事業者が指定した口座に助成金を入金します。

※来年4月に令和5年度助成対象職員在籍状況調査を行います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 7. 問い合わせ及び送付先

〒166-8570  
杉並区阿佐谷南1-15-1  
杉並区役所 介護保険課 事業者係  
非常勤職員健康診断等助成事業担当 あて  
電話 03-3312-2111 内線1337